

基金情報

No. 2

平成14年6月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階 TEL03-3633-6445

ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

主要事業概況	平成14年5月末現在	対前月増減数
事業所数(件)	277	0
加入員数(人)	男子	6,789
	女子	2,858
	計	9,647
受給者数(人)	男子	3,236
	女子	1,706
	計	4,942
平均年金額(円)	405,619	1,396
年金資産額(円)	28,967,117,169	-1,230,881,614
修正総合利回り(%)	-1.09	-0.08

制度改正

掛金の徴収停止・一括徴収が制度化

確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金関連の法令が改正されました。関係する改正内容は、業務概況の周知の義務化(平成14年5月号参照)や掛金の徴収に関する制度化などです。

掛金については、積立上限額を超える場合の掛金の徴収停止や控除、あるいは基金解散や事業所減少の際の掛金の一括徴収の義務化です。また、掛金の一括徴収の際の加入員負担の制度化も行われています。

これらの改正内容については、各基金の規約に規定することとされていますので、当基金でも、逐次、規約変更の手続きを進めています。

掛金の徴収停止と控除

毎年度の決算において、年金給付等積立金の額が、積立上限額を上回った場合は、上回った額を掛金から控除(減額)し、あるいは上回った額内で掛金の徴収を停止することとなりました。

積立上限額や控除・停止額の算出は、厚生労働省令(基金規則)で定められています。

年金給付等積立金の額

積立上限額

上回る額

上回る額 > 掛金の額・・・停止

上回る額 < 掛金の額・・・控除

基金加入の事業所が、脱退や合併・倒産等によって、基金から抜ける(減少する)こととなった場合、基金に未償却の過去勤務債務や不足金がありますと、残る加入事業所がその分を負担することとなります。

そのため、減少しなかったならばその減少事業所が負担したであろう過去勤務債務や不足金を減少事業所から一括徴収ということが制度化されました。

事業所減少に係る掛金の一括徴収

減少事業所や徴収額の範囲等は、法令で規定されている選択肢から基金が選択することとなり、財政運営委員会において取扱いを引続き検討することとしています。

この掛金の一括徴収については、当基金はすでに規約で「脱退時特別掛金」の規定を設けていますので、現在でも、事業所の脱退・合併等の場合は過去勤務債務や不足金を徴収することとなっています。

解散時の掛金の一括徴収

基金が解散する場合に、年金給付等積立金の額が最低積立基準額を下回るときは、その下回る額を設立事業所の各事業主から掛金として一括徴収することとなりました。

一括徴収掛金の加入員負担

事業所減少や解散時の一括徴収掛金は、事業主負担が原則ですが、次の要件を満たせば、加入員の方にも負担させることができることとなりました。

- 1 加入員の負担割合が2分の1以下であること
- 2 加入員の同意を得ること

決算・代議員会 9月下旬開催!

基金の平成13年度決算は、7月中に取纏めが終わり、指定年金数理人から財政検証結果の報告もある予定です。

毎年度の決算では、年金給付等積立金が予定どおり積立られているか否かの検証(財政検証)が行われ、積立不足の場合は解消を図る(回復計画を立てる)必要があります。

財政検証結果をも踏まえた決算に係る代議員会は本年9月下旬に開催する予定としています。

財政検証のほか、当基金は、平成13年度決算で、財政再計算を行う時期に当たっています。

財政再計算は、5年に一度行われ、年金給付費や掛金収入の基礎となる係数(基礎率)を見直し、年金給付費を賄える掛金収入の確保を図るものです。財政再計算の結果、掛金変動する場合は、規約の変更が必要となります。

次期制度改正への動き

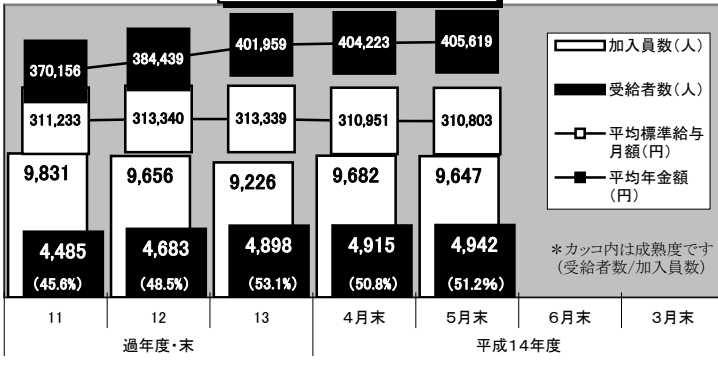
平成16年に財政再計算を向える厚生年金について、自民党年金制度調査会や社会保障審議会などが制度改正の検討を行っています。

この中で、去る5月15日厚生労働省は、新人口推計の年金財政への影響を公表しました。

新人口推計は、2000年の国勢調査に基づき将来人口を推計したものです。平成11年の財政再計算時に比べ、出生率の低下や平均寿命の伸び等が推計されています。このことは、年金給付費が増大し、負担を担う者(収入)が減少するということが想定され、年金の財政に大きな影響を与えることとなります。

厚生労働省は、少子化対策や女子・高齢者等支え手を増やす方策での対応を検討をしています。保険料負担や給付水準などは、今後の議論を踏まえてまとめられていくものと想われます。

適用と給付状況の推移



適用状況は、ここ数年来、加入員数の減少、標準給与の横ばいの傾向にあります。一方、給付状況は、受給者数・年金額とも増大し続けています。

対前年同期比
加入員数: 2.7%減
受給者数: 4.4%増

直近の適用状況は、4月の新規採用者及び65歳以上の従業員の適用拡大等の影響により、前年度末を421人上回る加入員数となっていますが、前年同期比では270人減といった現状です。また、標準給与月額は、ここ数ヶ月減少傾向にあります。前年同期比では1,284円の増となっています。

直近の給付状況は、ここ1年来新規受給者数の急増により、成熟度は50%台となり、5,000人を超える勢いにあります。年金額についても、算出の基礎となる加入期間や平均標準給与の高まりにより増大し、平均年金額は前年同期比4.5%増となっています。

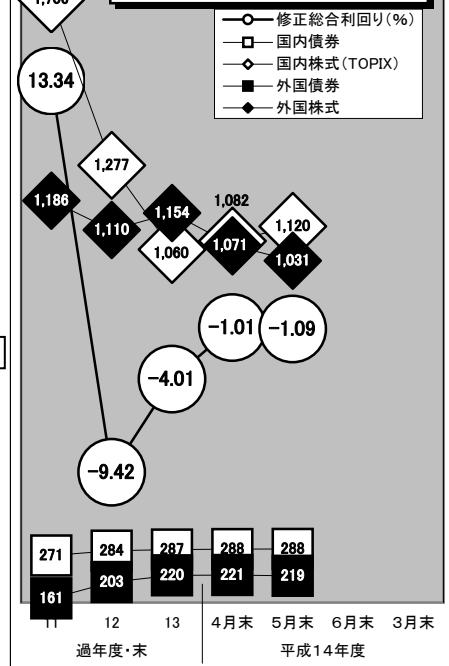
修正総合利回り マイナスにて停滞

年金資産の運用状況は、修正総合利回りが平成12・13年度と2年連続でマイナス状態でした。

直近の運用状況も、4月・5月の国内株式の高騰により修正総合利回りは回復してはいますが、外貨建市場の下落により依然マイナス状態にあります。

5月末における資産別の修正総合利回りは、国内株式5.6%、国内債券0.54%と、国内はプラスではありますが、外国株式-11.0%、外国債券-0.57%と外貨建はマイナスの状況です。

修正総合利回りと市場の推移



大和銀行・名変「りそな信託銀行」にて再出発

大和信託銀行は、昨年12月大和銀行から年金・法人信託部門を分社し、本年3月1日に営業を開始しました。

ところが、大和銀ホールディングスは、あさひ銀行の株式譲受とあさひ信託銀行の子会社化(本年6月予定)に伴い、信託部門の再編を行い、併せ、大和信託銀行の名称(商号)を変更することを発表しました。

新名称は、「りそな信託銀行」で、本年10月15日の変更が予定されています。

りそなグループについては、本年10月1日持株会社の商号を「株式会社りそなホールディングス」に変更するほか、来年以降、りそなグループ各行の再編・名変が予定されています。

『りそな』 ラテン語のRESONA=共鳴する、響きわたる

三菱信託・UFJ信託の資産移管

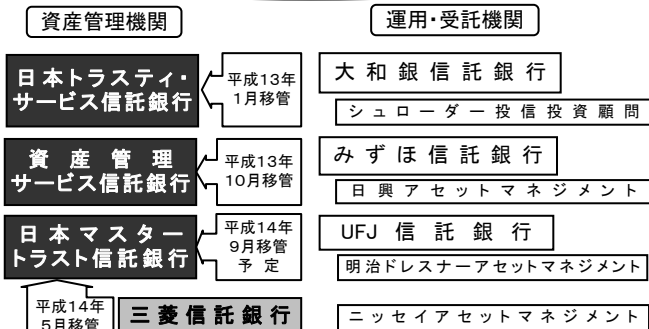
日本マスタートラスト信託銀行が資産管理

本年5月7日・日本マスタートラスト信託銀行(平成12年5月設立)の資産管理業務が開始され、三菱信託銀行の資産管理業務が日本マスタートラスト信託銀行に移行されました。

これにより、当基金のニッセイアセットマネジメントに係る三菱信託銀行の年金特定金銭信託についても同日移管されました。

日本マスタートラスト信託銀行は、三菱信託銀行やUFJ信託銀行等によって設立されたもので、UFJ信託銀行の信託資産についても、本年9月に移管される予定となっています。

当基金の年金資産の資産管理体系



* 基金用語 *

<< 成熟度 >>

年金給付を目的とする年金(基金)制度では、発足後徐々に年金受給者が増加し、その数が多いほど制度が成熟しているということになります。

この年金制度の成熟状態を見る尺度を「成熟度」と呼んでおり、一般的に年金受給者の構成割合(受給者数÷加入員数×100)で表されます。

当基金の成熟度は、50%台ですので、加入員2人で受給者1人を支えるといった状況にあります。

また、成熟度は制度の財政状態を計る尺度でもあります。

成熟度が高いということは、年金給付費(支出額)も高いこととなり、その財政負担も大きいわけです。

財政状態を計る成熟度は、一般的に年金給付額÷掛金収納額×100として求められます。

